

「国の言いなりで県民を守れるのか」

米軍と一体の基地機能強化、出撃拠点化で知事を批判



米空軍B1B戦略爆撃機を護衛する
築城基地の航空自衛隊F2戦闘機

山口議員は、2015年の安保法制＝戦争法制定後、急速に進む自衛隊の軍備増強と米軍との一体化、九州・福岡における出撃拠点化について、以下4点について質問しました。

- 1、築城基地のF2戦闘機が「日米共同訓練」と称し、北朝鮮の国境付近まで威嚇飛行を行った米空軍B1B戦略爆撃機の護衛作戦に参加したことは、明らかに憲法違反。知事の認識を問う。
- 2、攻撃型能力を格段に高めよ。
- 3、築城基地は米海兵隊岩国基地の緊急時の第1の代替飛行場とされたことについて、緊急時とはどういう事態か、どのように代替使用されるのか明らかにするよう防衛省に求めよ。また、同基地を利用した艦載機の着艦訓練を行わないよう求めよ。
- 4、航空自衛隊芦屋基地の滑走路延長計画は、基地機能強化により周辺住民の危険と負担を強いる。江戸時代からの三里松原を伐採することにもなり反対の声も多い。国に中止を求めよ。

知事、「国任せ」の無責任答弁

知事は、共同訓練の違憲性について「国において判断されるもの」、自衛隊の体制強化・米軍との一体化については「国において対応されるもの」、築城基地の運用は「国において適切に対応されると考える」、芦屋基地の滑走路延長には「国において法令にのっとり環境に配慮したうえで実施される」と、いずれも国任せの無責任答弁に終始しました。知事は、国の重要課題についてまったくモノを言う姿勢がありません。

山口議員は、「国任せの姿勢で県民の生命・財産を守ることができるのか」と指摘、「軍事対軍事の危険な道と決別し、平和外交の戦略に踏み出すよう国に求めよ」と重ねて強く知事に要請しました。



新議長に「議会改革に関する申し入れ」

5月22日臨時議会が開かれ、慣例により、議長、副議長が交代しました。日本共産党県議団は6月7日、新議長に「議会改革」の申し入れを行いました。

- ①県議会基本条例制定を含め、議会改革を協議する場を設置すること。
- ②県議会棟内での喫煙を禁止し、喫煙場所を明示すること。
- ③地方自治法第103条2項に基づき、議長・副議長の一年交代の慣例をやめること。
- ④費用弁償の定額支給制度を廃止し、実費弁償とすること。
- ⑤予算・決算両特別委員会のインターネット中継を実施すること。
- ⑥県議会だよりは全質問者の項目を平等に掲載すること。
- ⑦行政視察は必要最小限にすること。
- ⑧請願は、請願者の口頭陳情を保障すること。



米軍の要請 築城基地の滑走路延長

6月20日、自衛隊築城基地の滑走路延長計画が新聞で報じられました。2019年度にも着工するとなっています。日本共産党の赤嶺政賢衆院議員の問い合わせで以下のことが明らかになりました。

- ①米軍再編合意（2005年）による米軍の緊急時使用のための施設整備。築城基地の滑走路2400mを普天間基地の2700mに合わせるためのもの。米軍が提案。
- ②滑走路をどのように延長するかは、今後調査し検討。
- ③今年2月以降、築城基地と新田原基地の配置検討調査を実施している。米軍からの要望は公表できず。

ねらいは
米軍基地化

米軍が築城基地を「いつでも」「どんな機種でも」自由に使うためのものです。滑走路延長にともなって、さらに施設が拡大される可能性もあります。

共産党提出

「日米地位協定の抜本的改正に取り組むことを求める」意見書案

民進・県政クが賛成、自民、公明、緑友会、真政会（一人会派）の反対で否決されました。